

東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

東大和市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（印鑑登録証明書の交付請求）」に改め、同条中「市長に」の次に「印鑑登録証明書の交付を」を加える。

第18条の見出しを「（印鑑登録証明書の交付）」に改める。

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付請求等）

第19条 第17条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（東大和市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を請求することができる。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、前項の規定による請求に際し、当該請求が適正であることを確認したときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、平成28年2月22日から施行する。